

## 2 2 地域未来共創研究プロジェクトの実施に係る調査・選定業務委託 仕様書

### 1 目的

愛知県では、国の「地域未来戦略」に基づき、「あいち経済労働ビジョン2026－2030」等において県が力点を置く8分野の「愛知県地域産業クラスター計画」を策定し、各分野における産業クラスター形成を目指すこととしている。

県内企業等における各分野での研究開発を強化するとともに、本県産業全体の活性化やあいち産業科学技術総合センター（以下「産科技センター」という。）における研究ノウハウの蓄積・支援機能の強化を図るため、2027年度から、各分野において先端的な研究を行っている企業、大学・研究機関と、シンクロトロン光利用施設や高度な計測分析機器を有する産科技センターとの連携による「地域未来共創研究プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を実施予定である。

本委託業務では、本プロジェクトにおける優れた研究テーマの選定を図るため、効果的な公募・選定スキームの検討、国内外における先端的な研究に関する調査、候補となる研究テーマに関する事業化可能性調査及び海外支援機関との連絡・調整等の用務を行うとともに、優れた研究テーマの公募・選定を実施する。

### 2 委託期間

契約締結日から2027年3月31日（水）まで

### 3 全般的な事項

（1）愛知県では、大学等の研究シーズを活用したオープンイノベーションにより、県内主要産業が有する課題を解決し、新技術の開発・実用化や新たなサービス提供を目指す産学行政共同研究プロジェクト「知の拠点あいち 重点研究プロジェクト」を実施している。

本業務の円滑な実施に資するため、同プロジェクトの全体像や、現在実施しているV期の内容、過去に実施された研究テーマの内容や成果について十分に把握しておくこと。

【知の拠点あいち 重点研究プロジェクト Web ページ】

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/san-kagi/juupuro.html>（県産業科学技術課）

<https://www.astf-kha.jp/project/>（公益財団法人科学技術交流財団）

（2）「愛知県地域産業クラスター計画」は、以下の8分野（以下「重点8分野」という。）について策定した。本業務の円滑な実施に資するため、同計画の内容について十分に把握しておくこと。

|   |                         |   |                             |
|---|-------------------------|---|-----------------------------|
| 1 | 次世代自動車・モビリティ産業分野        | 2 | 航空宇宙産業分野                    |
| 3 | ロボット産業分野                | 4 | デジタル関連産業を始めとする高付加価値第三次産業等分野 |
| 5 | 新エネルギー関連産業（水素・アンモニア等）分野 | 6 | 先端素材・技術関連産業分野               |
| 7 | 地場産業（繊維・窯業等）分野          | 8 | 磁気・電子融合産業分野                 |

## 4 業務実施内容

### （１）先進事例調査

3（２）で示した８分野について、当地域の産業特性を正確に把握したうえで、新たなイノベーション創出・産業クラスター形成が図られる事が期待される先端的な研究について調査・報告すること。

#### ア 文献調査

重点８分野について、国内及び海外における先端的な研究に関する調査を文献調査によって行うこと。

国内・・・１６例以上

海外・・・８例以上

#### イ 関係者へのヒアリング

アの文献調査を踏まえ、国内及び海外における事業者等の関係者へのヒアリングを行うこと。なお、ヒアリング先の選定に当たっては、県産業科学技術課と十分に調整すること。

国内（県内及び県外）：原則訪問でのヒアリング・・・８例以上

海外：オンラインミーティング等でのヒアリング・・・４例以上

#### ウ 報告書の作成

ア及びイで調査した内容を報告書にまとめること。報告書の形式や提出方法については県産業科学技術課と十分に調整すること。

### （２）研究テーマの採択に向けた公募・選定方法について検討

本プロジェクトは、愛知県地域産業クラスター計画に基づき、対象となる８分野における産業クラスター形成を見据えた産学行政による共同研究を実施するものである。

このことから、本プロジェクトでの採択が望まれる研究テーマは、研究期間である 2027 年度から 2030 年度の間に研究成果の製品化・ビジネス化に向けた道筋を明らかにすることが可能であるとともに、より確実に成果につなげられる強固な実施体制が構築されている必要がある。

このため、本プロジェクトにふさわしい研究テーマの採択に向け、主に以下の観点を満たす公募（プロジェクト実施スキーム含む）・選定方法について検討すること。

#### ア 公募関係

- ・対象分野における先端的な研究を行う企業や大学・研究機関に対する効果的な周知
- ・愛知県の政策推進に資する研究テーマの掘り起こし
- ・研究期間における高度な成果の導出が十分に可能な研究実施スキーム・体制の構築
- ・産学行政による円滑な共同研究が実施可能な共同研究契約書及び研究推進に係る各種要綱（様式含む）の検討

## イ 選定関係

- ・ より優れた研究テーマの選定を行うための審査委員の構成
- ・ より優れた研究テーマの選定を行うための評価軸の設定
- ・ 書類審査、ヒアリング審査等効果的な審査方法の検討

等

## ウ その他

（１）先進事例調査におけるヒアリングの機会等を活用し、優れた研究テーマの選定に向けた掘り起こしや研究実施体制構築に関する支援を実施すること。

上記の実施においては、産科技センターにおける企業支援実績の活用とともに、今後の研究ノウハウの蓄積や、企業支援機能の強化の観点から、同センターの職員と連携し行うことが望ましい。

なお、本プロジェクトで実施する研究テーマの選定は、本項で検討する公募による方法によるものであることから、公平性について十分に配慮したうえで実施すること。

## （３）公募の実施

### ア 実施時期

2028 年 1 月頃

### イ 実施方法

W e b ページでの募集

### ウ 業務内容（必要に応じて追加等の検討をすること）

- ・ 応募者に向けた公募要領の作成
- ・ 応募者の募集や受付のための公募ページの作成
- ・ 公募説明会の実施（オンライン実施の場合はオンライン環境を用意）
- ・ 応募の受付、書類の管理
- ・ 応募者への連絡
- ・ 応募書類の形式審査
- ・ 応募者からの質問対応

等

## （４）審査委員会の開催

### ア 開催時期

2028 年 3 月頃

### イ 参加者

審査委員、応募者（研究チーム）、県職員 等 約 15 名程度

### ウ 場所

愛知県内の会議室

### エ 業務内容（必要に応じて追加等の検討をすること）

- ・ 審査委員への連絡・調整

- ・審査委員への事前説明（事前資料送付含む）
- ・謝金・旅費の支払い
- ・会場の確保・使用料支払い
- ・会議資料の作成・印刷（A 4 又はA 3 サイズ、必要に応じてカラーで作成）
- ・審査委員会進行補助
- ・オンライン参加者への対応（ビデオカメラやスクリーンなど必要な機器等の準備等）
- ・会議参加者への呈茶（500ml ペットボトル×参加人数）
- ・議事録の作成

等

## （５）事業化可能性調査

本プロジェクトでの研究対象となる、３（２）の８分野について、全ての審査委員が全分野についての専門知識を有するとは考えにくいことから、応募のあった研究テーマについて、客観的な調査に基づく参考資料を審査委員に提供すること。

### ア 基本的な事項

- ・事業化可能性調査は、審査委員が応募のあった研究テーマについて適正に評価するために必要な情報を提供することを目的とし、そのために必要な緻密な調査を行うこと。
- ・事業化可能性調査の実施にあたっては、個々のテーマに精通した各分野の第一人者を大学や企業等から人選し実施することができる。
- ・本プロジェクトによる研究は、県の委託により実施するものであることから、個社の利益のみにつながる研究テーマはふさわしくないと考えられる。このため、事業化可能性調査の実施にあたっては、県内の他企業や、大学・研究機関に対する好影響について考慮するとともに、産科技センターの試験研究設備の活用可能性や、同センターとの連携可能性についても考慮すること。
- ・応募が多数ある場合、そのすべてにおいて詳細な調査を行うことは困難であることから、調査の対象となる研究テーマの絞り込みや効率的な調査方法について検討すること。

### イ 調査の内容

事業化可能性調査の内容、手法について研究テーマの公募開始の日までに県に提案を行うものとし、あらかじめ県の了解を得ること。なお調査項目については、以下を想定している。

- ・学術調査（国内外の研究動向調査、研究の先進性調査、特許調査、論文調査等）
- ・事業調査（市場調査、技術動向調査、事業動向調査等）

### ウ 事前ヒアリングの実施

事業化可能性調査は、その目的を達成するために、必要に応じて応募のあった研究テーマの代表企業等に対する現地ヒアリング調査、研究実施計画書の書面調査、各種統計分析等を実施すること。

### エ 調査結果の活用

- ・調査結果は、複数の分野について横断的かつ公平に比較できるよう、適切に取りまとめること。
- ・調査結果は、調査項目ごと、研究実施計画書ごとに4（2）イで検討した評価軸に基づき審査委員が評価し易いように作成すること。

#### （6）海外支援機関による支援に関する調査

「知の拠点あいち 重点研究プロジェクト」では、フラウンホーファー研究機構（独）（以下「FhG」という。）や台湾工業技術研究院（台）（以下「ITRI」という。）による市場優位性や技術優位性の評価、研究成果の橋渡し等のハンズオン支援を実施している。

本プロジェクトにおいても、研究成果のより着実な製品化・ビジネス化を図るため、海外支援機関（FhG 及び ITRI 等）によるハンズオン支援を実施予定である。

このため、適切な海外支援機関との連絡・調整や、候補となる研究テーマに関するハンズオン支援の実施可能性等についての確認を行うとともに、海外支援機関との円滑な関係性構築に資するため、現地訪問を含むヒアリング調査を実施すること。

##### ア 適切な海外支援機関の探索

「知の拠点あいち 重点研究プロジェクト」でのハンズオン支援の状況把握に努めるとともに、候補となる研究テーマについてのハンズオン支援が実施可能な海外支援機関を検討し、県に提案すること。

##### イ 海外支援機関との連絡・調整

ハンズオン支援の実施が見込まれる海外支援機関との連絡・調整を実施すること。実施にあたっては、通訳の活用を含め、英語の他、現地公用語による連絡・調整が可能であることが望ましい。

##### ウ ハンズオン支援の実施可能性に関する調査

海外支援機関によるハンズオン支援の実施にあたっては、研究テーマと海外支援機関の得意分野の相性や、研究チームによる支援希望の有無等の要素について十分に検討を行う必要がある。

このことから、当該海外支援機関による国内企業を中心とした支援実績や、研究成果等について文献又はヒアリングによる調査を実施し、県に報告すること。

##### エ 現地訪問・ヒアリング

海外支援機関等に対して、現地訪問を含むヒアリング調査を実施すること。

###### （ア）訪問場所

ハンズオン支援を実施予定の海外支援機関及び同機関周辺に所在する企業・大学等

###### （イ）訪問回数

ハンズオン支援を実施予定の海外支援機関1箇所につき1回（最大で3か所程度）

※欧米2件、アジア1件程度を想定

###### （ウ）訪問時期

県と調整し、適切な時期に訪問すること。

(エ) 訪問者

委託事業者及び本業務関係者

(オ) 現地での実施内容（想定）

- ・ハンズオン支援実施の合意形成、実施内容の確認
- ・海外支援機関の活動内容の把握
- ・海外支援機関に対する本プロジェクト内容についての説明
- ・海外支援機関周辺の企業・大学等への訪問ヒアリング（訪問先は実際に支援を受けている国内企業の現地事業所や、共同研究を実施している企業が望ましい。訪問先については県と十分に調整すること。）

(カ) 委託事業者の業務内容

- ・海外支援機関や訪問先の企業との連絡・調整（海外支援機関への本プロジェクトの協力調整を含む）
- ・行程の提案
- ・通訳の手配（英語、必要に応じて現地公用語）
- ・現地ガイドの手配（必要に応じて）
- ・現地での移動手段の確保（貸し切りバスなど）
- ・現地の会合における進行補助

等

## 5 支払対象経費

本業務における支払対象経費は次のとおりとする。

(1) 人件費

審査委員への謝金、通訳の手配、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

(2) 交通費

事業の実施に必要な交通費（飛行機、電車、タクシー代等）

(3) 印刷製本費

報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

(6) 再委託費

一部の事業を再委託する場合の経費

(7) 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

(8) その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

(9) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(10) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

6 成果品作成部数等

受託者は、業務完了に伴い、以下の通り報告書を提出すること。

(1) 中間報告書

ア 提出書類

(ア) 中間報告書 1 式

(イ) その他、業務にあたって県が作成を指示した資料 1 式

イ 提出期限

2027 年 11 月 13 日 (金)

ウ 提出方法

電子データ

(2) 最終報告書

ア 提出書類

(ア) 実績報告書 2 部

※ 図面等を除き、A 4 判縦、横書き、左綴じ、適宜カラー印刷

(イ) 実績報告書の電子データ 1 式

(ウ) その他、業務にあたって県が作成を指示した資料 1 式

イ 提出期限

2027 年 3 月 31 日 (水)

ウ 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課科学技術グループ

## 7 業務スケジュール（想定）

|     | 4（１）<br>先進事例<br>調査         | 4（２）<br>公募・選定方法<br>について検討 | 4（３）（４）<br>公募の実施・<br>審査委員会<br>の開催 | 4（５）<br>事業化可能性<br>調査 | 4（６）<br>海外支援機関<br>調査        |
|-----|----------------------------|---------------------------|-----------------------------------|----------------------|-----------------------------|
| 9月  | 業務委託契約締結                   |                           |                                   |                      |                             |
| 10月 | 調査の実施<br>↓<br>調査結果<br>中間報告 | 検討の実施<br>↓                |                                   |                      | 調査の実施<br>↓                  |
| 11月 |                            |                           |                                   |                      |                             |
| 12月 | 調査・検討結果の報告                 |                           |                                   |                      |                             |
| 1月  |                            |                           | 公募開始<br>↓                         | 調査の実施<br>↓           | 海外支援<br>機関等へ<br>の訪問<br>(随時) |
| 2月  |                            |                           |                                   |                      |                             |
| 3月  |                            |                           | 審査委員<br>会開催                       | 審査委員<br>会参考資<br>料作成  |                             |

※本スケジュールは想定のため、変更等がある場合は県と十分に調整し了解を得ること。

## 8 留意事項

### (1) 県との協議及び総括責任者の設置

- ア 委託事業者は、本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。
- イ 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- ウ 何らかのトラブルが発生した場合は、統括責任者は県に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。

### (2) 産科技センター及び公益財団法人科学技術交流財団との連携

本プロジェクトにおいて共同研究への参画が期待される産業科学技術総合センター職員及び、「知の拠点あいち 重点研究プロジェクト」の実施委託事業者である公益財団法人科学技術交流財団との連携は、本業務の目的達成に資するものである。このため、委託事業者はこれらの関係者と積極的に連携を図ること。

### (3) 調整能力及び各分野に関する専門的知見を有する人材の配置

本事業では、本プロジェクトに多くの企業・有識者などが関係するとともに、多岐に渡る分野における技術・法令・政策動向など専門的知見を要することから、産学官共同研究における企画・調整経験を有する等の調整能力の高い人材及び各分野に関する専門的知見を有する人材を配置すること

### (4) 著作権等の保護

- ア 業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用権等の権利については、委託事業者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、委託事業者が、その一切の責任を負うこととする。
- イ 成果品について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- ウ 本業務の成果物における一切の権利は、県に帰属するものとする。

### (5) 情報管理

- ア 委託事業者は、調査の遂行に当たっては県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。
- イ 委託事業者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- ウ 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

### (6) 一括再委託の禁止

委託業務の全部及び主要部分を一括して第三者に再委託しないこと。事業の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容及び必要性等を十分勘案し、事前に協議すること。

### (7) 業務期間中の費用負担及び契約金額の支払い

本業務を遂行するに当たって発生する費用は委託事業者の負担とし、その業務の対価として委託事業者に支払う契約代金は業務完了後、委託事業者の請求に基づき県が支払うものとする。

### (8) 業務完了後の会計帳簿及び証拠書類の取り扱い等

- ア 委託事業者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じいつでも閲覧に供することができるよう保有しなければならない。

イ 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。

**(9) その他**

本業務の実施にあたり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。なお、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と委託事業者が協議して決めるものとする。